

一般社団法人山形県産業資源循環協会長 殿

山形労働局労働基準部健康安全課長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害防止について

日頃より労働安全衛生行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号、以下「安衛則」という。)第355条に基づき地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

今般、別添のとおり、昨年引き続き経済産省産業保安グループガス安全室より、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、貴団体会員に対し下記の事項について周知徹底して下さるようお願いいたします。

なお、経済産業省ホームページ(建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について：https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-02.html)に関連情報が掲載されていますので、御参照ください。

記

1 くい打ち機等によるガス導管等の損壊の防止(安衛則第194条関係)

くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合は、ガス導管等の有無及び状態を当該ガス導管等を管理する者に確かめる等の方法により調査し、その結果に適応する措置を講じること。

2 ガスが存在するおそれのある配管の溶断等(安衛則第285条関係)

溶接、溶断その他火気を使用する作業又は火花を発生するおそれのある作業を行う場合は、ガスが存在するおそれのある配管については、あらかじめ、不活性ガス又は水を封入すること等により爆発又は火災の防止のための措置を講じること。

3 地下作業場等(安衛則第322条関係)

可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行う場合、又はガス導管からガスが発散するおそれのある場所において明り掘削の作業を行う場合は、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じること。

一 ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたときに、当該ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について、当該ガスの濃度を測定させること。

二 ガスの濃度が爆発下限界の値の30パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

4 地山の掘削の作業前の調査(安衛則第355条関係)

地山の掘削の作業を行う場合は、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について埋設物等の有無及び状態を、埋設物等の所有者又は管理者に対して照会し、その結果に応じた手順を定め、これにより作業を行うこと。

5 ガス管による危険の防止(安衛則第362条関係)

ガス管に近接する箇所で明り掘削によりガス管を露出させる作業を行う場合は、作業指揮者を指名して、その者の直接の指揮により、ガス管をつり防護、受け防護等により防護し、又は、あらかじめガス管を移設する等の措置を講じてから作業を行うこと。

6 掘削機械等の使用禁止(安衛則第363条関係)

明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管等の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、掘削機械等を使用しないこと。

7 改修工事における爆発防止(「建設業における総合的労働災害防止対策」関係)

改修工事における作業計画には、ガス会社への事前連絡等についても定め、これに基づく作業を徹底すること。

8 経済産業省からの要請に基づくガス管損傷事故の再発防止

- (1) 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること
- (2) ガス事業者へ照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- (3) ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- (4) 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在するが多いため、特に注意すること
- (5) 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者へ連絡すること。
- (6) ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者へ連絡すること。

経済産業省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガス管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガス管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

- ・ 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。

- ガス事業者へ照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在するケースが多いため、特に注意すること。
- 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者へ連絡すること。
- ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者へ連絡すること。

(同封資料)

- 参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット